⑸　再発防止策の検討

国税連携ネットワークシステムに障害等が生じた場合には、その応急措置を実施するだけでなく、根本原因の究明及び再発防止策について検討を行い、再発防止に努めること。

⑹　障害等情報の記録と共有

機構は、国税連携ネットワークシステムに係る障害について、その応急措置方法、根本原因の究明及び再発防止策について内容を取りまとめ、認定委託先事業者、委託利用型地方団体、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者と情報を共有すること。

10　委託を行う場合等の措置

⑴　認定委託先事業者等への委託

ア　都道府県知事又は市区町村長が、都道府県サーバ若しくは市区町村サーバに備えられた記憶媒体への通知事項の記録の事務を委託する場合又は都道府県サーバ若しくは市区町村サーバの運用保守等の事務を委託する場合は、認定委託先事業者又は単独設置型地方団体以外の者へは委託を行わないこと。

イ　委託利用型地方団体は、アの事務を委託する認定委託先事業者に、少なくとも年一回、機構による監査を受けさせ、監査の結果、当該認定委託先事業者が事務の実施に必要な電気通信回線その他の電気通信設備を有せず、又は、この基準に適合したセキュリティ対策が実施されていないと認められた場合には、当該認定委託先事業者に係る委託契約を解除すること。

ウ　委託利用型地方団体は、アの事務を委託する認定委託先事業者が事務の一部を第三者に再委託する場合には、契約内容として、当該認定委託先事業者と再委託の制限、事前申請及び承認に関する規定を定めること。

⑵　認定委託先事業者等以外の事業者への委託

ア　機構、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体は、⑴アの事務以外で、国税連携ネットワークシステムの開発、作成、変更、運用保守等について事務の委託を行う場合は、委託する事業者の社会的信用及び能力を確認すること。

イ　アの場合において、事務を委託する事業者に対し、委託する事務についてこの基準と同様のセキュリティ対策を実施させるとともに、適切な監督を行うこと。

ウ　アの場合において、事務を委託する事業者が事務の一部を第三者に再委託する場合には、契約内容として、当該事業者と再委託の制限、事前申請及び承認に関する規定を定めること。

エ　アの場合において、契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの個人情報の持ち出しの禁止、個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の対応に係る委託先の責務、委託契約終了後の個人情報の返却又は廃棄、個人情報を取り扱う従業者の明確化、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定を定めるとともに、必要があると認めるときは委託先に対して、実地の監査、調査等を行うことができる規定等を定めること。

⑶　事務を委託する場合の事業者の分担範囲等の明確化

機構、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体は、国税連携ネットワークシステムの開発、作成、変更、運用保守等を複数の事業者に委託する場合、分担して行う範囲及び記憶媒体への通知事項の記録の事務を委託する場合又は都道府県サーバ若しくは市区町村サーバの運用保守等の事務を委託する場合は、認定委託先事業者又は単独設置型地方団体以外の者へは委託を行わないこと。

イ　委託利用型地方団体は、アの事務を委託する認定委託先事業者に、少なくとも年一回、機構による監査を受けさせ、監査の結果、当該認定委託先事業者が事務の実施に必要な電気通信回線その他の電気通信設備を有せず、又は、この基準に適合したセキュリティ対策が実施されていないと認められた場合には、当該認定委託先事業者に係る委託契約を解除すること。

ウ　委託利用型地方団体は、アの事務を委託する認定委託先事業者が事務の一部を第三者に再委託する場合には、契約内容として、当該認定委託先事業者と再委託の制限、事前申請及び承認に関する規定を定めること。

⑵　認定委託先事業者等以外の事業者への委託

ア　機構、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体は、⑴アの事務以外で、国税連携ネットワークシステムの開発、作成、変更、運用保守等について事務の委託を行う場合は、委託する事業者の社会的信用及び能力を確認すること。

イ　アの場合において、事務を委託する事業者に対し、委託する事務についてこの基準と同様のセキュリティ対策を実施させるとともに、適切な監督を行うこと。

ウ　アの場合において、事務を委託する事業者が事務の一部を第三者に再委託する場合には、契約内容として、当該事業者と再委託の制限、事前申請及び承認に関する規定を定めること。

エ　アの場合において、契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの個人情報の持ち出しの禁止、個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の対応に係る委託先の責務、委託契約終了後の個人情報の返却又は廃棄、個人情報を取り扱う従業者の明確化、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定を定めるとともに、必要があると認めるときは委託先に対して、実地の監査、調査等を行うことができる規定等を定めること。

⑶　事務を委託する場合の事業者の分担範囲等の明確化

機構、委託利用型地方団体及び単独設置型地方団体は、国税連携ネットワークシステムの開発、作成、変更、運用保守等を複数の事業者に委託する場合、分担して行う範囲及び責任の範囲を明確にするとともに、作業上必要な情報交換を行えるような措置を講ずること。事務の委託を受けた事業者が、複数の事業者に事務を再委託する場合も同様とする。

⑷　要員派遣を受ける場合等の措置

要員派遣を受ける場合又は非常勤職員、臨時職員等を雇用する場合には、必要に応じ、秘密保持に関する誓約書を提出させる等の措置を講ずること。

11　この基準の遵守並びに国税連携ネットワークシステムの自己点検及び外部監査等

⑴　自己点検

この基準の遵守並びに国税連携ネットワークシステムの企画、開発、作成、運用保守及び利用の各段階におけるセキュリティ対策について、自己点検を実施し、その結果に基づき改善を図ること。